

日本年金機構令和2年度計画（案）の重点取組施策

- 令和2年度は、「原点回帰-基幹業務の再構築-」を組織目標とし、当機構が年金制度を維持・発展させ、無年金者・低年金者をなくし、国民生活の安定に寄与することを目的とした組織であるという原点に立ち返り、基幹業務について、制度を実務として正確かつ公正に運営し、正しく確実に業務を行っていくことを引き続き徹底する。
- 当該組織目標に向かっては、特に、次の施策について重点取組施策と位置付ける。
 - 「厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収対策事業の妥協なき推進」
 - 「正確な給付の更なる追求」
 - 「デジタルワークフローの実現」
 - 「組織力強化につながる人事制度の実現」

令和2年2月
日本年金機構

厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収対策事業の妥協なき推進

(1) 国民年金 〔 現年度納付率については、70%台を確保し、最終納付率については、76%超を目指す。〕

対策事項	対策の主な内容
納めやすい環境の整備 (P.11)	20歳資格取得後及び被保険者種別変更後等の口座振替の勧奨を強化する。 インターネットを活用したクレジットカードによる納付の導入やコード決済を活用した納付方法の導入などを検討する。
未納者の属性に応じた対策の推進 (P.7~P.8)	新たに未納となった者、学卒者、退職者等、被保険者の状況に応じたわかりやすい催告文書を送付する。 一部免除見込者に対する効果的な免除勧奨の検討や一部免除承認者へ納付を促すためのわかりやすい催告文書の送付を実施する。
若年者への対策強化 (P.4、P.8~P.9)	20歳適用者へのわかりやすい制度周知（動画による制度説明）を実施する。 学生納付特例期間終了時期を捉え、口座振替等の届出勧奨等を実施する。
無年金者・低年金者の発生防止 (P.5、P.9)	一定以上の所得を有する者への就労状況調査、納付結果に応じた将来の年金見込額を示した特別催告状の送付を実施する他、強制加入期間内で受給資格期間を満たすことができない方等への任意加入制度の加入勧奨などを実施する。 一定の納付月を有する者に対し、受給資格を得るまでの期間を明示した納付勧奨（受給が間近な50歳代から段階的に実施）を実施する。
地域の実情を踏まえた対策の実施 (P.10)	未納者を多く抱える事務所の納付率向上に必要な体制整備、支援策等を検討する。 他の都道府県に比べ納付率が低い状況にある沖縄県について納付率向上に必要な支援策を実施する。

(2) 厚生年金保険

- ・厚生年金保険等の適用の可能性のある事業所に対する適用促進対策の強化（令和2年度からの4年間で集中的に適用を促進）
- ・適用事業所における従業員の適用漏れの防止や届出の適正化を推進（より実効性のある事業所調査の実施）
- ・更なる公正・公平な保険料収納に向けた徴収対策の推進、滞納保険料の解消に向けた徴収体制の強化

対策事項	対策の主な内容
未適用事業所の適用促進対策強化 (P.13~P.15)	適用調査対象事業所の更なる解消に向け、従来、国税庁から提供を受けている国税源泉徴収義務者情報に加え、雇用保険被保険者情報を活用した具体的な情報に基づく事業主へのアプローチを実施する。 加入指導・立入検査を強化するための手順の見直し、全国の困難性の高い事案を取り扱う専門組織の設置、一定以上の所得があり未納がある国民年金被保険者等への就労状況調査等を実施する。
適用事業所における従業員の適用漏れの防止、届出の適正化推進 (P.15~P.17)	雇用保険被保険者情報の活用により未加入者がいると見込まれる事業所、短時間労働者を多く使用している事業所等、優先度をつけて効果的・効率的な調査を実施する。 大規模事業所への調査を行う専門組織を機構本部に設置し、本部、年金事務所間の連携により、訪問調査を実施する。
滞納事業所に対する徴収対策強化 (P.19~P.21)	滞納状況に応じた納付指導や滞納処分等を計画的かつ確実に実施することにより、前年度と同等以上の収納率の水準を確保するとともに、収納未済額の圧縮に努める。 困難性が高く滞納が長期間又は高額となっている事業所については、特別徴収対策部等の役割を整理し、徴収体制の強化に取り組み滞納解消を図る。

正確な給付の更なる追求

～過去の事務処理誤りの諸課題を踏まえた更に正確な給付を追求するための取組～

対策事項	主な内容
執行体制の強化 (P.22)	中央年金センターを中心とした一貫した執行体制を確立する。また、年金事務所において給付業務を担うお客様相談室について、相談窓口とバックヤードが一体として運営できる体制を構築する。
本部現業部門のリスク把握及び対応の実施 (P.60)	令和元年度に実施したリスク分析・評価の結果を踏まえ、本部の給付業務をはじめとした本部現業リスクについて、統合管理を行う部署や、リスクが大きく、多くのお客様に影響のある事業を専門的に企画から執行まで一貫して実施する部署を設置する。
事後チェック体制の整備 (P.22)	年金給付の正確性の確保及び給付誤りの早期発見のために年金の決定内容を検証する部署を設置し、事後チェックを確実に実施する。
年金給付の請求勧奨の充実 (P.23)	60歳、65歳及び69歳到達時に加え、74歳到達時における年金のお知らせを送付する等、未請求者に対する請求勧奨を実施する。
障害年金の事務処理体制の強化 (P.25)	障害認定の公正性を一層確保するため、複数の認定医が関与する仕組みを確実に実施するとともに、認定医会議の開催による必要な情報の共有と事例検討の機会の充実を図る。 不利益処分等を行う際の理由付記文書の作成・送付及び各拠点への認定結果の情報共有を実施する。
年金生活者支援給付制度の着実な実施 (P.26)	所得変更があった方など、新たに支援給付金が支給される見込みがある方（新規決定見込者）について、正確な支給を行う。

デジタルワークフローの実現

～「紙をなくす」「紙を移動させない」取組を徹底的に推進～

対策事項	主な内容
電子申請の推進 (P.55)	令和2年4月の電子申請の義務化に合わせ、マイナポータル（ID/パスワード）による電子申請の利用勧奨を実施する。 義務化対象事業所及び従業員101人以上の事業所には訪問等による勧奨を実施するほか、全国社会保険労務士会連合会等と連携する。
紙による審査から画像による審査への更なる移行 (P.56)	厚生年金・国民年金関係の紙審査対象届書について経過管理・電子決裁サブシステムによる画像審査への更なる移行を検討する。
文書管理の適正化 (P.73)	お客様から提出いただいた紙媒体の届書を画像データ化したものや電子申請データ等を原本として適正に管理する方法や、年金記録や年金額に関する文書の保存期間等について検討する。
お客様に送る紙の電子化の推進 (P.57)	事業所への新たな情報提供及び通知手段として、これまで紙で送付していた各種帳票を電子的に提供することができる「事業所版ねんきんネット（仮称）」の構築を検討する。

組織力強化につながる人事制度の実現

～公平性・公正性・納得性の高い人事評価制度のあり方の検討/安定的かつ確実な組織運営体制の確保に向けた取組～

対策事項	主な内容
適正な人事評価制度の運用 (P.77~P.78)	人事評価制度について、組織力強化の観点から成果・実績と取組姿勢・貢献のバランスを見直し、職員の納得性の高い評価のあり方を検討する。 人事評価スキル向上や理解の定着促進を図るため、評価者及び被評価者にそれぞれ研修を実施する。
無期転換職員の拡大・活性化 (P.76)	無期転換職員について、専門性の獲得など組織貢献意欲を高めるための制度の充実を図る。 事務センターの安定的な体制確保のため、引き続き事務センター専任職員を確保する。